

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 2 月 29 日付け 23 盛監第 110 号で提出のあった財政援助団体等監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（団体名：社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団，担当課：障がい福祉課）  
指定管理における業務の再委託に当たり，市の承認を受けていないものが 4 件見られたので，適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

盛岡市知的障害児通園施設の管理運営に関する基本協定書に基づく，指定管理における業務の再委託の承認に関し，担当課が協定書の条項に従い承認を受けるよう社会福祉事業団に求めるべきところを求めていなかったことから，協定書の内容を熟知しておくよう担当者を指導するとともに，適正な事務の執行について社会福祉事業団に対して指導した。なお，市の承認を得ないで再委託した業務内容及び委託先については，確認のうえ追認したものである。

(2) 原因，予防策及び経過等を含めた内容

今回の指摘事項の原因は，盛岡市知的障害児通園施設の管理運営に関する基本協定書の規定を理解していなかったことから生じたものである。

今後は，盛岡市社会福祉事業団に対し基本協定書に定められた事項についての認識を徹底するよう指導するとともに，必要な事務手続きが行われているか複数職員により確認し，再発防止に努める。

23 盛福介第 5127 号

平成 24 年 3 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 2 月 29 日付け 23 盛監第 110 号で提出のあった財政援助団体等監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

- 1 指摘事項（団体名：社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団，担当課：介護高齢福祉課 高齢者支援室）

指定管理における業務の再委託に当たり、市の承認を受けていないものが 5 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

- 2 措置の状況

- (1) 措置の内容

盛岡市立津志田老人福祉センターの管理運営に関する基本協定書に基づく、指定管理における業務の再委託の承認に関し、担当課が協定書の条項に従い承認を受けるよう社会福祉事業団に求めるべきところを求めていなかったことから、協定書の内容を熟知しておくよう担当者を指導するとともに、適正な事務の執行について社会福祉事業団に対して指導した。なお、市の承認を得ないで再委託した業務内容及び委託先については、確認のうえ追認したものである。

- (2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

今回の指摘事項の原因は、盛岡市立津志田老人福祉センターの管理運営に関する基本協定書の規定を理解していなかったことから生じたものである。

今後は、社会福祉事業団に対し基本協定書に定められた事項についての認識を徹底するよう指導するとともに、必要な事務手続きが行われているか複数職員により確認し、再発防止に努める。